

令和8年度都立学校部活動指導員採用選考実施要項

7教指企第1032号
令和7年12月19日

1 目的

この要項は、東京都公立学校会計年度任用職員（都立学校部活動指導員）（以下「部活動指導員」という。）の採用選考について、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）、東京都公立学校会計年度任用職員設置要綱及び、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の運用についてによるほか、必要な事項を定めることにより、適正な選考を実施し、最適な人材を確保することを目的とする。

2 選考日程

日程	内容
令和7年12月19日（金）～令和8年1月7日（水）	募集期間
令和8年1月8日（木）～令和8年1月16日（金）	選考期間（書類選考及び面接選考）
令和8年1月22日（木）	任用推薦
令和8年2月下旬	合否通知
令和8年4月1日（水）	採用予定

3 選考概要

- (1) 募集に当たっては、優秀な人材を確保する観点から公募によるものとし、都教育委員会ホームページ等に募集校及び募集部活動名等を公表する。ただし、再度任用を行う場合はその限りではない。
- (2) 部活動指導員希望者が各学校へ申込みをする。
- (3) 学校で書類選考及び面接選考等を行い、任用推薦名簿等を都教育委員会に提出する。
- (4) 都教育委員会が任用決定する。

4 応募資格

次の(1)及び(2)の両方を満たす者

- (1) 学校教育の一環としての部活動の意義を理解し、校長の指揮命令の下、教職員との連携を図りながら部活動指導員の職務を遂行する資質・能力及び専門的な知識・技能を有する者で、次のアからエまでのいずれかを満たす者
 - ア 中学校、高等学校又は大学等における部活動指導の経験が6年以上ある者
 - イ 当該専門分野に関する職業又は指導の経験が6年以上ある者
 - ウ 当該専門分野の経験及び指導経験が合わせて6年以上あり、かつ、教員免許状を有する者又は採用前日までに取得見込みの者
 - エ 当該専門分野の経験と部活動指導員経験が合わせて6年以上ある者
- (2) 次のアからオに示す欠格事由の全てに該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること

- を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
オ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 応募書類

応募者は、配置を希望する学校に(1)又は(2)を提出する。

- (1) 第1号様式「東京都公立学校会計年度任用職員申込書」

※公募による任用対象者：令和7年度中に、都立学校部活動指導員として任用されていない者

- (2) 第2号様式「東京都公立学校会計年度任用職員申込書（再度任用）」

※公募によらない再度任用対象者：令和7年度中に、都立学校部活動指導員として今回の申込先と同一の学校及び部活動で任用されたことがある者

6 選考方法

学校は、応募者の書類選考及び面接選考を行い、別添「会計年度任用職員能力判定・任用推薦実施要領」に基づき、第3号様式「会計年度任用職員（都立学校部活動指導員）能力判定書」を作成する。

なお、公募によらない再度任用対象者である応募者について、令和7年10月29日付7教指企第835号「令和7年度都立学校部活動指導員（会計年度任用職員）の業績評価について（依頼）」に基づき、「東京都公立学校会計年度任用職員業績評価書」を作成している場合には、書類選考及び面接選考を行わず、当該書面を第3号様式「会計年度任用職員能力判定書」に代えることができる。また、令和7年度の業績評価書は、既に回収済のため、改めて提出する必要はないが、第4号様式に評価についての記載をすること。

- (1) 書類選考

申込書を基に、応募資格を満たし、部活動指導員として勤務するに当たっての適切な動機及び取組姿勢を有していること等を基準として実施する。

- (2) 面接選考

個人面接を実施し、部活動指導員としての適性について評価を行う。

ア 評価項目

下表に基づき絶対評価により判定する。

なお、必要に応じ、共通の判定項目に加えてその他の能力実証検査を行うことができる。

共通の判定項目の判定結果、その他の能力実証の結果等を勘案し、絶対評価により総合判定を実施する。

共通の評価項目	主な着眼点	A (優秀)	B (良好)	C (もう一步)	D (劣る)
職務遂行力	当該職場で発揮できる知識や技能を有しているか	職務遂行力が十分あり、安心して業務を任せることができる	職務遂行力があり、指導・助言の必要がほとんどない	職務遂行力が不十分で、指導・助言が必要なときがある	職務遂行力が劣り、常に指導・助言が必要である
積 極 性	自ら進んで職務に当たることができるか	積極性が十分あり、当該職員の行動が、他の職員に良い影響を与える	積極性があり、指導・助言の必要がほとんどない	積極性が不十分で、指導・助言が必要なときがある	積極性が感じられず、常に指導・助言が必要である
勤 勉 性	責任感を持って一生懸命職務に当たることができるか	勤勉性が十分あり、当該職員の行動が、他の職員に良い影響を与える	勤勉性があり、指導・助言の必要がほとんどない	勤勉性が不十分で、指導・助言が必要なときがある	勤勉性が感じられず、常に指導・助言が必要である
協 調 性	組織の一員として、組織への協力・調整を行うことができるか	協調性が十分あり、当該職員の行動が、他の職員に良い影響を与える	協調性があり、指導・助言の必要がほとんどない	協調性が不十分で、指導・助言が必要なときがある	協調性が感じられず、常に指導・助言が必要である

イ 評価者

評価は、校長が行う。

(3) 任用推薦の可否判定

校長は、能力判定結果又は業績評価結果、職員の勤務状況、過去の勤務経歴等を総合的に勘案した結果に基づき、任用推薦の可否を決定する。ただし、以下の場合は、推薦を否とする。

- ・総合判定又は総合評価がDの場合
- ・総合判定又は総合評価がCであり、共通の判定項目又は評定項目においてC又はDが2つ以上ある場合。

なお、公募によらない再度任用への応募者を推薦しない場合は、日々の業務における行動及び指導の記録を作成し、現任期中の勤務実績等が良好でないなどの理由を明確にした上で、応募者に対して口頭等で説明する。

7 任用推薦

学校は、以下の(1)から(3)の該当するもの及び(4)を都教育委員会へ提出する。

- (1) 第1号様式「東京都公立学校会計年度任用職員申込書」
- (2) 第2号様式「東京都公立学校会計年度任用職員申込書（再度任用）」
- (3) 第3号様式「会計年度任用職員（都立学校部活動指導員）能力判定書」
- (4) 第4号様式「任用推薦名簿（学校選考結果）【都立学校部活動指導員】」

※ 「東京都公立学校会計年度任用職員業績評価書」を改めて提出いただく必要はございません。

8 任用決定

都教育委員会が、学校からの能力判定結果等に基づき合否を判定し、任用を決定する。

9 選考結果の通知

都教育委員会が、受験者及び関係都立学校長宛てに合否の結果を通知する。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、所管課長が定める。